

千葉県子ども・子育て支援プラン2020中間見直しの方向性

子ども・子育て支援法に基づく「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「新 千葉県次世代育成支援行動計画（前期計画）」とを継承し、一体的な計画として令和2年3月に策定した「子ども・子育て支援プラン2020」（計画年度：令和2年度～令和6年度）が中間年を迎えるため、進捗状況の点検とその評価を行い、目標値等の見直しを行う。

1 中間見直しの方向性

市町村が行う幼児期の教育・保育等の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施等に関して、地域の実情に応じて見直しを行う。

具体的な見直し内容は次のとおり。

- (1) 幼児期の教育・保育の提供体制の確保策について市町村計画の見直しを反映 (5章)
- (2) 実績等を踏まえ、必要に応じて目標数値を更新 (4章、6章)
- (3) その他の時点修正等
 - ア 関連計画の更新 (1章)
 - イ 次期計画策定時に考慮すべき新たな課題の追記 (1章)
 - ウ 少子化等の現状について数値の更新 (2章)
 - エ 具体的施策の展開に掲げる事業について、新設・改廃の反映 (4章)

(参考)「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」より抜粋

教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、・・・量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行う。

(参考) 市町村の中間見直し時期 (令和4年4月調査)

- R4.8 までに見直し…1
- R4.12 までに見直し…2
- R5.3 までに見直し…25
- 検討中…15
- その他(見直しの予定なし、R5 見直し)…11

2 量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育の提供体制の確保（第5章 子ども・子育て支援新制度の推進）

【保育所等における保育の利用定員数の見込み】 (人)

年度	R1 (実績)	R2 (実績)	R3 (実績)	R4 (実績)	R5	R6
量の見込み (※1)	115,369	119,639	120,830	122,719	131,504	133,236
確保方策 (※2)	121,157	130,759	136,570	140,761	146,084	149,613

※1 保育所等の申込者数

※2 保育所等の利用定員数

○ 令和2年度から令和4年度までの数値を、計画値から実績値に修正する。

○ 市町村計画の見直し後、令和5年度以降の計画値を修正する。

(2) 人材の確保と資質の向上（第4章 Ⅲ-8-② 保育等人材の確保と資質の向上）

【幼児教育・保育を行う者の見込み】 (人)

年度	R1 (実績)	R2 (実績)	R3 (実績)	R4 (実績)	R5	R6
総数 (※)	31,254 (23,753)	34,820 (24,413)	36,343 (25,693)	37,506 (26,406)	35,457 (27,794)	36,091 (28,471)

※ 下段カッコ書きは保育士の内数

○ 令和4年度分まで実績値に修正するとともに、令和5年度以降は計画値を修正する。

3 中間見直しのスケジュール（案）

10月～11月	支援プランのR3進捗状況の点検とその評価について 支援プランの中間見直しについて (第1回子ども・子育て会議(10月20日(木)開催)、 次世代育成支援対策協議会(11月7日(月)開催予定))
1月	支援プランの中間見直し素案について (第2回子ども・子育て会議、次世代育成支援対策協議会)
2月	パブリックコメント
3月中旬	支援プランの中間見直し最終案について (第3回子ども・子育て会議、次世代育成支援対策協議会)
3月下旬	総合調整(次世代推進本部会議*)、中間見直しの決定

※ 知事を本部長として、全庁的な体制の下で支援プランの推進及び施策の総合調整を行う。